○国土交通省告示第千百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩神川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路のうちその接している区間の福井県小浜市平野

三六号岩神山　五番から八番まで

九番二

一四番から一七番まで

一八番一及び一八番二

三七号宮ノ上　一一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県小浜市平野

二九号中条　七七番　一号及び二号

地先水路敷　一号及び二号

三六号岩神山　三番一　三号及び四号

八番　五号

三七号宮ノ上　一一番　六号及び七号

九番　八号

七番一　九号から十一号まで

八番一　十二号

○国土交通省告示第千百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

馬場沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地の区域

山形県東置賜郡川西町大字玉庭

字林ケ沢　六五八六番二一

字小松尾沢　六五八九番四

六五九六番四

六五九七番七

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山の神沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

山形県米沢市笹野町

字小原二　二三二四番

二三二五番二

字大森三　七四一五番一一

字境ノ沢　七四八〇番二

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大石沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻の区域内の土地のうち、次の一点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第三百二十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域及び平成二十七年国土交通省告示第千百十一号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	38°11′05.5066″	140°02′05.8322″
2	38°11′05.7235″	140°02′03.8694″
3	38°11′06.4954″	140°02′03.4455″
4	38°11′06.6569″	140°02′03.2588″
5	38°11′06.9898″	140°02′03.1740″
6	38°11′07.0772″	140°02′03.1260″
7	38°11′08.7700″	140°02′00.7928″
8	38°11′09.0488″	140°02′00.1863″
9	38°11′09.1407″	140°01′59.8617″
10	38°11′10.3645″	140°02′00.6076″
11	38°11′10.4897″	140°02′00.7205″
12	38°11′10.2930″	140°02′01.0716″
13	38°11′09.8800″	140°02′01.7819″
14	38°11′09.6247″	140°02′02.2819″
15	38°11′09.4447″	140°02′02.1715″
16	38°11′09.2686″	140°02′02.1039″
17	38°11′09.1666″	140°02′02.2009″
18	38°11′08.5971″	140°02′02.6873″
19	38°11′08.0574″	140°02′03.1433″
20	38°11′07.8851″	140°02′03.3351″
21	38°11′07.6655″	140°02′03.4847″
22	38°11′06.7341″	140°02′04.2758″
23	38°11′06.5256″	140°02′04.4517″
24	38°11′06.3972″	140°02′04.6387″
25	38°11′06.3629″	140°02′04.8876″
26	38°11′06.2665″	140°02′05.4420″
27	38°11′06.3027″	140°02′05.5220″
28	38°11′06.2600″	140°02′05.8292″
29	38°11′06.1607″	140°02′05.8205″

○防衛省告示第二百四十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月三十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月六日（予備、同月七日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月三十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月五日（予備、同月六日から同月九日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。